



総 第 4 5 7 号
平成 2 6 年 9 月 1 0 日

能登町特別職報酬等審議会会長 様

能登町長 持 木 一 茂



能登町特別職報酬等の額について（諮問）

能登町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、
貴審議会の意見を求めます。

記

議員報酬の額、町長及び副町長の給料の額について

諮 問 理 由

本町特別職の給料等の額については、社会経済情勢の変化に伴い、複雑かつ高度化しており、職務及び職責の形態についても多様性が問われている状況にある。そのため、特別職の給料等の額については、現に置かれている状況に加え、他の地方公共団体の特別職の給料等の額及び一般職の職員の給与改定の動向等を加味され、議論いただくものである。

一般職の職員については、町民の理解を得られるよう人事院による勧告により逐次給与減額措置を実施しているところである。

また、町議会議員にあつては本年10月31日任期満了以降から、定数を18名から4名減とした14名とする議会改革を実施しているところである。

このようなことから、本町特別職の給料等についても、町議会議員、町長、副町長の給料について、現状を踏まえた適正な水準を本審議会に諮問するものである。

参考

現行の報酬等の額

1 町議会議員

区 分	給料月額
議 長	275,000 円
副 議 長	245,000 円
議 員	225,000 円

2 町長及び副町長

区 分	給料月額
町 長	820,000 円
副 町 長	590,000 円